専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年6月7日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月24日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和3年3月24日専決

亀岡市長 桂川 孝裕

記

1 損害賠償の額 960,100円

2 損害賠償の相手方 ケアコミュニティ株式会社 亀岡清泉荘

3 事故の概要

令和3年2月5日午後4時頃、亀岡市大井町小金岐地内の市道 南金岐土田線を相手方車両が走行していたところ、側溝の蓋受け 部分が破損していたために側溝蓋が跳ね上がり、車両のスライド ドア下部が損傷した。

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 960,100円

2 損害賠償の相手方 ケアコミュニティ株式会社 亀岡清泉荘

3 事故の概要

令和3年2月5日午後4時頃、亀岡市大井町小金岐地内の市道 南金岐土田線を相手方車両が走行していたところ、側溝の蓋受け 部分が破損していたために側溝蓋が跳ね上がり、車両のスライド ドア下部が損傷した。